

令和5年10月から、広島県廿日市市で、宮島を訪問する者に1回につき100円を課す「宮島訪問税」が始まる。特定の区域を訪問する行為を課税客体とし、訪問者を納税義務者とし、船舶運航事業者を特別徴収義務者とするユニークな税制で、令和3年3月に条例が可決し、同年7月に法定外税として総務大臣の同意を得て成立している。

筆者は広島出身で、税の研究者ということもあり、市長から諮問を受け税制を議論する「宮島財源確保検討委員会」のメンバーとして令和元年から議論に加わるようになった。その後の条例案の作成にあたって、市の事務担当者と議論を重ねる貴重な機会を得ることができたので、以下、議論の経緯や感想を記してみたい。

世界遺産を擁する宮島(広島県廿日市市)は、急増したインバウンド客の来訪に伴い増加する公衆トイレや渋滞対策、環境保護などの行政需要への対応が追いつかず、財源確保手段と

しての税制の導入についてこれまでも議論されてきた経緯がある。しかし、「利益を受ける者に費用負担を求める応益課税」として議論されてきたことから、宮島から通勤・通学する者も含まれ、船舶で宮島に入域する者全員に課税されることになりかねず、議論は進まなかった。

これに対し筆者は、新たに発生する行政需要を生み出した原因者に費用の一部負担を求める「原因者課税」として構築してはどうかという提案をした。こうすれば、宮島に「訪問する者」だけを対象とし、通勤・通学する者を除くことができる考えたのだが、これが議論を進める突破口となった。

では、税金はどう徴収するか。当局が納税通知書を交付する普通徴収や申告納付という方法は現実的ではない。訪問者の大多数が利用する

JR西日本宮島フェリー株式会社と宮島松大汽船株式会社の2社を含めた船舶運航事業者に徴収を依頼し納税してもらう特別徴収という方法をとることとなった。新たに徴収のための施設改善コストがかかる船舶運航事業者2社も同意した。また、観光に与える影響の調査や住民への丁寧な説明、パブリックコメントなども行われ、市側の周到的な準備が重ねられた。

法定外税の創設には総務大臣の同意が必要となる。住民の負担が過重になる場合、物流に重

大な障害を与える場合、国の経済政策に照らし適当でない場合を除き、総務大臣は同意しなければならない。

宮島町の住民が課税対象から除かれることが公平性の観点から妥当かどうかという議論があったが、宮島町の住民は訪問をする者ではないので課税対象外となること、住民かどうかについては証明書の発行により明確に区別できることなどから公平上の問題をクリアし、同意も得られた。マイナンバーカードの活用も今

後検討課題になるようだ。

住民を対象から外したとはいえ、このような新税は珍しい。思わぬ波及先もあった。富士山を擁する自治体では、毎年多くの入山者が押し寄せ自然環境保護の費用が必要となるが、宮島訪問税を参考にした「富士山税」の検討が住民から出てきた。徴収のための経費やシステム構築に課題が残るとして協議は継続中のようだが、今後議論がどう進展していくのか興味深い。

宮島訪問税は誰が負担するのだろうか。一義的には宮島を訪問する者だが、税により訪問者が減れば船舶運航事業者や土産物店が負担者となりかねない。一方、設備が整備され自然保護も進み観光客が増えれば、全員がハッピーということになる。これが原因者課税やカーボンタックスの考え方で、そうなることを願っている。

連載

第186回

宮島訪問税から学ぶこと

# 税制之理

森信茂樹  
東京財団政策研究所研究主管